

かしわ健康アプリ利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、柏市が「かしわ健康アプリ事業」（以下「本事業」といいます。）において提供する全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を記したものです。

本事業に参加し本サービスを利用する方（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ本規約に同意したうえでご利用ください。なお、本規約は必要に応じて改訂することがあり、その場合は、スマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）「WoLN（ウォルン）」（以下「WoLN」といいます。）上での規約の掲示をもって発効するものとします。本サービスを利用する際は、最新の本規約をご参照ください。

第1条（本サービスの構成等）

- 1 市は、次のサービス（利用については、本サービス契約とは別に、各社が各サービスで定める契約条件等が適用されます。）により本サービスを提供するものとします。
 - (1) 日本電気株式会社「NEC Life Support Platform」
 - (2) 日本電気株式会社「WoLN」アプリ
- 2 市は、本サービスの提供に関する運営の全部又は一部を日本電気株式会社（以下「委託先事業者」といいます。）に委託し、利用者は当該委託について了承するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「市民」とは、柏市に住民票があり、本事業実施の各年度の末日において満18歳以上の方をいいます。
- (2) 「ポイント」とは、利用者が、本規約その他の市が定める要領等に従って有効な交換を行うことによって所定の電子マネーその他の金銭的価値を有するものの提供を受けるために使用することができる交換手段及びその単位のことをいいます。
- (3) 「WoLN」とは、本事業を実施するために用いる専用アプリのことをいいます。
- (4) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報を意味します。

第3条（規約への同意）

利用者は、本規約に同意のうえ、自らの意思及び責任においてWoLN上で利用登録を行うことによってご利用ください。

第4条（本サービスの利用）

利用者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとし、1人の利用者がWoLN上で複数の利用登録はできないものとします。

- (1) 市民である方
- (2) スマートフォンを所持し、WoLNをインストール及び常時使用が可能な方
- (3) WoLNに、氏名、住所、電話番号、生年月日及びメールアドレス（以下「氏名等」といいます。）を登録可能な方
- (4) 反社会的勢力等に属しておらず、何らかの交流又は関与もない方

第5条（利用者情報の変更届出）

- 1 利用者は、氏名等の WoLN の登録内容その他の届出内容に変更があった場合は、速やかに変更するものとします。
- 2 市は、前項により利用者に発生した損害及び不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

第6条（利用の中止）

- 1 WoLN の登録内容に虚偽があった場合又は第4条の要件を満たさないことが判明した場合は、市は事前に通知することなく、本サービスの利用を中止することができるものとします。
- 2 市は、前項により参加者に発生した損害及び不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

第7条（利用者の費用負担）

次に定める事項を除き、本サービスに費用はかかりません。

- (1) 本事業への参加に関する通話、通信及び郵送にかかる費用
- (2) 前号のほか、市が別途指定する費用

第8条（実施内容）

利用者は、次の事項に協力するものとします。

- (1) アンケート調査への回答（事業開始時、事業終了時ほか年数回）
- (2) WoLN を使用した歩数、体重、食事、睡眠時間、血圧等の健康づくりに関する行動の記録
- (3) デジタル庁が提供するマイナポータル API を用いた利用者のスマートフォンから WoLN への医療保険情報等の情報連携

第9条（ポイントの付与）

- 1 利用者は、本サービス内で市の指定する健康に関する取組を行うことにより、ポイントが付与されます。ただし、実際に画面上に反映されるまでには一定の期間を要します。
- 2 ポイントは景品を申請するために利用することができ、利用したポイントは申請と同時に失効するものとします。
- 3 利用者は、ポイントを第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。
- 4 付与されたポイントの有効期限は、その付与された年度（4月30日から翌年3月31日まで）とします。
- 5 市は、ポイントの付与について利用者に不正行為があったと判断した場合は、ポイントの一部若しくは全部を取り消す又は本サービスの利用を中止することができるものとします。
- 6 前5項にかかわらず、利用者が退会等により本サービスの利用資格を喪失した場合は、付与されたポイントも失効するものとします。

第10条（景品の申請）

- 1 利用者は、別途市が規定した手順に従い、景品の申請をするものとします。
- 2 利用者は、第4条の要件を満たさなくなった場合、景品の申請ができないものとします。
- 3 市は、景品の獲得が確定した申請者に対して、WoLN上で受領方法を通知します。

第11条（退会）

- 1 利用者は、第4条の要件を満たさなくなった場合又は自己の自由な意思で本サービスを退会できるものとします。
- 2 市は、退会した利用者の個人情報や投稿情報、獲得したポイント数等の一切の情報を引き続き保有する義務を負わないものとします。

第12条（有効期限）

本規約の有効期限は、本サービスの運営が終了するまでとします。

第13条（事業の中断又は終了）

市は、利用期間内であっても、本事業の中断又は終了により本サービスの中断及び本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

第14条（禁止事項、損害賠償等）

- 1 利用者は、本サービスの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 法令及び本規約に違反する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 政治的又は宗教的思想を含む情報を提供・勧誘する行為
 - (4) 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) その他第三者に不当に不利益を与える行為
 - (6) 本サービスの著作権等を侵害する行為
- 2 利用者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとします。
- 3 利用者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします
- 4 本サービスは、利用者自身の責任において利用し、次の各号に掲げる事項にあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 市は、掲載された情報等については、いかなる保証もしません。
 - (2) 市は、本サービスからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もしません。
 - (3) 市は、利用者が本サービスを利用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本サービスが、いかなる利用者の使用環境のもとでも正確に動作しうる旨の保証はしません。
 - (4) 市は、参加者が本サービスの利用中に生じた事故、怪我、疾病、障害、参加者同士のトラブル等について、何等の責任を負いません。

第15条（個人情報の取扱い）

- 1 本事業の実施に際して、市が利用者から取得した個人に関する情報（以下「利用者情報」といいます。）の取扱いについては、個人情報保護に関する法律その他個人情報の取扱いに関する規程に準拠するものとします。
- 2 本事業の実施に際し、市は次に定める利用者情報を取り扱うこととします。
 - (1) 第3条に定める利用登録時に利用者が入力した次の項目
氏名、性別、電話番号、生年月日、郵便番号、住所、メールアドレス
 - (2) 第8条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
アンケート調査の回答結果、本サービスの利用状況
 - (3) その他本サービスの実施に必要な WoLN が取得するデータ
- 3 市及び委託先事業者が取り扱うこととなる利用者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ同意がある又は法令に基づく場合を除き、取得した利用者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本サービスの適切かつ合理的な運用のための利用
 - (ア) 市からの案内、通知、各種情報、アンケート等の送付
 - (イ) 利用者に対するポイントの付与
 - (ウ) 利用者からの問合せの対応、確認及び記録
 - (エ) その他本サービスの管理及び運用のために必要な事項
 - (2) 本事業の効果分析及び評価のための利用
 - (ア) 利用者の参加実績及び実施結果の集計並びに分析
 - (イ) 利用者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
 - (ウ) サービス向上及び事業展開方策の分析
 - (エ) 医療費抑制及び経済活性化等の分析
 - (3) 市は、前2号に定めた利用目的の範囲内で、利用者情報を特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報には当たらないデータとして外部に提供することがあります。
 - (4) 市は、利用者情報を統計処理したうえで、その統計情報を第1号及び第2号に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
- 4 市は、利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第16条（本規約等の変更）

- 1 市は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を任意に変更することができるものとします。
- 2 変更後の本規約は、特段の定めがある場合を除き、本サービスに掲示したとき又は市が参加者に対して告知の案内を配信したときのいずれか早い時期をもって、その効力が生じるものとします。
- 3 本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用する場合は、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第17条（その他）

本規約に定めのない事項については、市及び委託先事業者が別途定めるところによるものと

します。

附 則

本規約は令和7年1月6日から適用します。

附 則

本規約は令和7年7月1日から適用します。

附 則

本規約は令和7年10月20日から適用します。